

社会福祉法人黒部市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償規程

平成 29 年 4 月 1 日
規程第 3 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人黒部市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第 6 条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 34 第 1 項第 3 号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第 10 条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 4 条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 15 万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 1 万円以内とする。
- 3 理事に対する報酬は、別記 1「理事の報酬」に定める額とする。
- 4 監事に対する報酬は、別記 2「監事の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別記 3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第 5 条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第 6 条 役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を差し引いて支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月13日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別記1 理事の報酬

会長：月額 8,000円

副会長：月額 1,000円

その他理事：理事会・評議員会出席の都度 1人一律 1,000円

別記2 監事の報酬

理事会・評議員会・監査会出席の都度 1人一律 1,000円

別記3 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律 1,000円